

項目	介護保険関係関係	障害者自立支援制度関係	備考														
相談機関	地域包括支援センター (18. 4～)	障害者相談支援事業(18.10～) 法 77 条															
設置標準	①包括的支援事業 ・ 第一号被保険者数 3000 ～ 6000 人未満ごとに、保健師、社会福祉士及び主任介護支援専門員各 1 人 ②指定介護予防支援 ・ 各指定介護予防事業所ごとに保健師等 1 人以上	○市町村設置 (共同設置可) ○委託障害者支援事業の場合 相談支援専門員 (常勤) 1 名以上	・ 市 (区) 町村事業 ・ 相談機関の相互乗り入れ検討														
主な業務内容	①介護予防ケアマネジメント ・ 特定高齢者に対する介護予防ケアプラン作成・管理 ②総合相談事業 ・ 高齢者の相談、状況把握、関係機関への紹介等 ③権利擁護事業 ・ 虐待防止等高齢者の権利擁護 ④包括的・継続的ケアマネジメント支援事業 介護支援専門員に対する後方支援等	(1)障害者相談支援事業 (77条1項) ①福祉サービス利用援助 ②社会資源の活用、社会生活力を高めるための支援 ③ピアカウンセリング ④権利擁護のための必要な事業 ⑤専門機関の紹介 ⑥地域自立支援会議の運営 (2)相談支援事業 ①市町村相談支援機能強化事業 ②住宅入居等支援事業 (居住サポート事業) ③成年後見制度利用支援事業 (3)サービス利用計画 (32条1項) ①サービス利用計画の作成	・ 市 (区) 町村事業 ・ 虐待防止 ・ 権利擁護 ・ 総合相談 ・ 居宅支援 等共通点も多く、今後の調整は要検討														
外部委員会	・ 地域包括支援センター運営協議会設置	・ 地域自立支援委員会設置															
給付の決定	<table border="1"> <tr> <td colspan="2">・ 市 (区) 町村設置の介護認定審査会を経て決定</td> </tr> <tr> <td>一次判定</td> <td>○心身の状況について 79 項目の調査を実施</td> </tr> <tr> <td>二次判定</td> <td>○一次判定結果+調査員特記事項+主治医意見書</td> </tr> <tr> <td>決定</td> <td>市 (区) 町村</td> </tr> </table>	・ 市 (区) 町村設置の介護認定審査会を経て決定		一次判定	○心身の状況について 79 項目の調査を実施	二次判定	○一次判定結果+調査員特記事項+主治医意見書	決定	市 (区) 町村	<table border="1"> <tr> <td colspan="2">・ 審査会→市 (区) 町村のサービス利用意向調査→決定</td> </tr> <tr> <td>○要介護認定の 79 項目+障害特性を考慮した 27 項目を加えた 106 項目の調査</td> <td>○一次判定結果+調査員特記事項+主治医意見書</td> </tr> <tr> <td colspan="2">市 (区) 町村</td> </tr> </table>	・ 審査会→市 (区) 町村のサービス利用意向調査→決定		○要介護認定の 79 項目+障害特性を考慮した 27 項目を加えた 106 項目の調査	○一次判定結果+調査員特記事項+主治医意見書	市 (区) 町村		・ 調査員の養成 ・ 市 (区) 町村職員のスキルアップ
・ 市 (区) 町村設置の介護認定審査会を経て決定																	
一次判定	○心身の状況について 79 項目の調査を実施																
二次判定	○一次判定結果+調査員特記事項+主治医意見書																
決定	市 (区) 町村																
・ 審査会→市 (区) 町村のサービス利用意向調査→決定																	
○要介護認定の 79 項目+障害特性を考慮した 27 項目を加えた 106 項目の調査	○一次判定結果+調査員特記事項+主治医意見書																
市 (区) 町村																	
程度区分	要支援 1. 2、要介護 1～5	介護給付区分 1～6															
サービスの管理 ○ 認定	①申請 ↓ ②調査及び医師意見書 ↓ ③一次判定 ↓ ④二次判定 ↓ ⑤要介護区分決定 (要支援 1～2、要介護 1～5)	①相談・申込み→②利用申請 ↓ ③障害程度区分の一次判定 (市 (区) 町村) ↓ ④二次判定 (医師意見書・審査会) ↓ ⑤障害程度区分の決定 (介護給付区分 1～6) ↓ ⑥懸案事項調査 (地域生活、就労、日中活動、介護度、	・ 市 (区) 町村職員のスキルアップ ・ 相互乗り入れ ・ 懸案事項調査に着目														

<p>○ケア マネジメント</p>	<p>↓ ⑥サービス利用 ・ケアプラン作成・ケアマネジメント依頼 ↓ ⑦サービス提供 ↓ ⑧モニタリング ↓ ⑨再評価 ※介護予防ケアマネジメントは市（区）町村が実施 主体、その他は居宅介護支援事業所の業務</p>	<p>居住 ほか) ↓ ⑦サービス利用意向の聴取（市（区）町村） ↓ ⑧支給決定 ※介護給付希望の例、訓練等給付は①、②、⑥、⑦を 経て、就労のための個別計画作成となる。</p>	<p>・ケアマネ手法の相似と 相違の検証</p>
<p>サービスの内容</p>	<p>居宅サービス ①訪問介護（介護予防） ②訪問入浴介護（介護予防） ③訪問看護（介護予防） ④訪問リハビリテーション（介護予防） ⑤通所介護（介護予防） ⑥通所リハビリテーション（介護予防） ⑦短期入所生活（療養）介護（介護予防） ⑧居宅療養管理指導（介護予防） ⑨特定施設入所者生活介護（介護予防） ⑩福祉用具貸与（介護予防） ⑪特定施設福祉用具販売（介護予防） 施設サービス ①介護老人福祉施設 ②介護老人保健施設 住宅改修（介護予防） ③介護療養型医療施設 地域密着型サービス（市（区）町村長指定） ①夜間対応型訪問介護 ②認知症対応型通所介護（介護予防） ③小規模多機能型居宅介護（介護予防） ④認知症対応型共同生活介護（介護予防） ⑤地域密着型特定施設入所者生活介護 ⑥地域密着型介護老人福祉室入所者生活介護</p>	<p>介護給付 ①居宅介護（ホームヘルプ） ②重度訪問介護 ③行動援護 ④重度障害者包括支援 ⑤児童デイサービス ⑥短期入所 ⑦療養介護 ⑧生活介護 ⑨施設入所支援 ⑩共同生活介護</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 5px 0;"> <p>訓練等給付</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自立訓練 ・ 就労移行支援 ・ 就労継続支援 ・ 共同生活援助 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 5px 0;"> <p>自立支援医療</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (旧) 更正医療 ・ (旧) 育成医療 ・ (旧) 精神通院公費 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 5px 0;"> <p>補装具</p> </div> <p>サービスの構造</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 5px 0;"> <p>日中活動</p> <p>【介護給付】 ①療養介護②生活介護</p> <p>【訓練等給付】 ③自立訓練④就労移行 支援⑤就労継続支援</p> <p>【地域生活支援事業】 ⑥地域活動支援センター</p> </div> <p style="text-align: center;">+</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 5px 0;"> <p>居住支援</p> <p>①施設入所 又は ②居住支援サービ ス（ケアホーム、グルー プホーム、福祉ホーム）</p> </div>	<p>※統合に際しての、サー ビス区分の見直し等 ・ 障害者自立支援のサー ビスの構造には要着目</p> <p>・ サービス体系の再編成 を視野に制度設計を</p>
<p>地域支援事業等</p>	<p>地域支援事業 ①介護予防事業 ②包括的支援事業 ・ 介護予防 ・ 総合的支援</p>	<p>地域生活支援事業 ①相談支援 ②コミュニケーション支援 ③日常生活用具の給付又は貸与 ④移動支援</p>	<p>※義務的経費ではなく、 予算補助</p> <p>・ 市（区）町村格差の拡 大</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・虐待防止 ③市（区）町村任意事業 <ul style="list-style-type: none"> ・介護給付適正化事業 ・介護方法の指導等介護者支援事業 	⑤地域活動支援センター ⑥福祉ホーム ⑦居住支援 ⑧その他の日常生活又は社会生活支援	・市（区）町村の企画能力が問われる
対象者数	○高齢者 約 2500 万人 ○要介護等認定者 65 歳以上 394 万人 40～64 歳 14.5 万人 ○実際の利用者は高齢者の 12 %前後約 300 万人程度	○障害者数（20 歳以上）約 600 万人 若年障害者数（20 歳～64 歳）330 万人 ●若年要介護者数推計 34 万人	
福祉計画	○第三期介護保険事業計画 平成 26 年度を目標値として、18 年から 20 年までの 3 カ年計画（17 年度策定）	○第一期障害福祉計画 平成 23 年度を目標値として、平成 18 年から 20 年までの 3 年計画（平成 18 年度策定予定）	・21 年度、24 年度の段階的統合も視野に計画策定を考える必要 ・地域のサービスの現状把握と将来計画 ・市町村の対応組織検討
保険料	・第一号被保険者保険料 4090 円／月平均	・保険制度に移行した場合の保険料推計標準として〇〇円＋応能負担 ・減免有り	
財源	①包括的支援事業 国 40.5%、都道府県 20.25%、市町村 20.25%、1 号保険料 19% ②地域支援事業交付金（介護予防事業関連） 国 25%、都道府県 12.5%、市町村 12.5%、1 号保険料 19%、2 号保険料 31% ※介護保険本体給付は②と同じ ③介護予防ケアプラン 1 件 400 単位・初回のみ 250 単位	①障害者相談支援事業 交付税措置（標準規模団体：10 万人、10.491 千円） ②相談支援事業 （国 1/2、都道府県 1/4、市町村 1/4） ③サービス利用計画作成費 1 人 1 月につき 850 単位（8500 円）	
今後			
今後			
今後			
今後			

※参考文献等

- 長谷憲明「よくわかる介護保険のしくみ」瀬谷出版 2006. 5
- 厚生労働省「障害者自立支援法について～介護保険との関係～」平成 18 年 5 月 ほか